

釣りのルールとマナー

山形県の内水面



山形県の魚・サクラマス

令和6年4月
山形県

はじめに

山形県では、母なる川「最上川」をはじめとする豊かな自然のもと、県の魚さくらます（やまめ）やいわな、そしてあゆなどの水産資源が育まれています。

しかし、どんなに豊かな河川や湖沼でも、育める水産資源には限度があります。ルールを守らずに乱獲したらすぐに枯渇してしまいます。

国においては特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律78号）（以下「外来生物法」と表記。）が制定され、オオクチバスなど数種類が特定外来生物に指定され、釣りをを行う際には一定の注意が必要となりました。加えて、山形県内水面漁場管理委員会では、この特定外来生物に指定されているオオクチバス、コクチバス及びブルーギルが、県内において生息域を拡大していることを踏まえ、平成29年6月1日からブラックバス等外来魚の再放流を禁止する委員会指示を発出しております（平成28年11月29日付県公報第2801号）。

また、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年10月16日法律103号）が制定され、将来にわたってわたしたち国民が豊かな水産資源の恵みを受けられるよう、さまざまな取組を行っていくこととされたところです。

この冊子は、遊漁者を対象に釣りのルールやマナーをまとめたものです。楽しい釣りに役立てていただければ幸いです。

目 次

はじめに

《ルールとマナー編》

- 1 遊漁に関する法制度・・・・・・・・・・ 1
- 2 遊漁に関するルール・・・・・・・・・・ 4
- 3 遊漁に関するマナー等・・・・・・・・・・ 11
- 4 山形県内水面漁場管理委員会の指示・・・・ 14
- 5 新しくなったルール等・・・・・・・・・・ 18

《資料編》

- 6 各内水面漁業協同組合名簿・・・・・・・・ 19
- 7 山形県主要河川図・・・・・・・・・・ 20
- 8 漁業権免許一覧表・・・・・・・・・・ 22
- 9 主な遊漁の期間・・・・・・・・・・ 34
- 10 全長制限・・・・・・・・・・ 36
- 11 禁止区域等・・・・・・・・・・ 37
- 12 遊漁料金一覧表

1 遊漁に関する法制度

公共の用に供する川や沼はみんなのもです。しかし、魚をとる際は、漁業の場合も、遊漁の場合も、漁業法と水産資源保護法及びこの二つの法律に基づいて定められている山形県漁業調整規則等の決まりを守らなければなりません。これらの決まりは、魚を根こそぎとってしまうような漁具・漁法を禁じたり、産卵期の魚をとらないよう期間や区域に制限を加えたりしています。

○漁業法

漁業生産に関する基本的な制度や水産資源の保存と管理を図るための基本的な事項を定めた法律です。

漁業者が漁業を営む権利である漁業権などについては、漁業法で定められており、後述する漁業調整規則、委員会指示、遊漁規則等の根拠となっています。

<漁業権>

県内には、特定の水面において排他的に漁業を営む権利である漁業権を設定している河川・湖沼があり、各漁協に対して免許をしています。また、免許を受けた漁協には、稚魚の放流や産卵場の造成などの方法で資源を増殖することが義務付けられています。

○水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的としています。

保護水面の設定や内水面におけるさけの採捕禁止のほか、水産資源保護のための措置や水産動植物の採捕に関する規制等の根拠を定めています。

○山形県漁業調整規則

山形県内で行われる水産動植物の採捕について、水産資源の保護培養、漁業調整及び漁業秩序の確立を目的に、制限や禁止等、必要な事項を県が定めたものです。

○山形県内水面漁場管理委員会指示

漁業法に基づき、水産動植物の繁殖保護や漁場利用の紛争防止など漁業調整に係る知事の諮問機関として、内水面漁場管理委員会が設置されています。

内水面漁場管理委員会では、漁業調整の円滑化や水産資源の保護などを図るため、水産動植物の採捕に関する制限や禁止等について指示を出します。

○遊漁規則

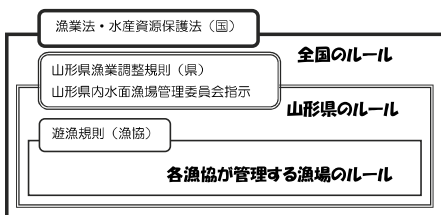
内水面の共同漁業権が設定されている区域では、各漁協が遊漁規則を定めています。このような区域内で遊漁を行う際は、漁協から遊漁証の交付を受けたいので、遊漁規則に定められたルールに従って行わなければなりません。

遊漁規則（遊漁料金を含む）については、漁協が遊漁者を不当に制限しないよう、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて、知事が認可することとなっています。

「採捕って、どういうこと？」

漁業関係法規のいう『採捕』とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する『行為』のことをいい、たとえ1尾も釣れなくても『釣る』あるいは『釣ろうとする』行為そのものが『採捕』にあたります。

ルールの体系図



2 遊漁に関するルール

遊漁（釣りなど）のルールは、資源保護等の目的のために、それぞれの漁場で細かく定められています。楽しいはずの釣りが、知らなかったことで罪に処せられたりしないようにルールを理解しましょう。

万が一、漁業法・水産資源保護法や山形県漁業調整規則等に違反した場合はその罪により罰に処せられます。

(1) さけの採捕禁止

水産資源保護のため、山形県内の全ての河川においてさけを採捕することは禁止されています。

但し、心化放流等、さけの増殖を行うために知事の許可を受けた場合を除きます。

・水産資源保護法第28条

【罰則】 1年以下の懲役、50万円以下の罰金

(2) 水産動植物の採捕禁止期間

次にあげる水産動植物には、産卵繁殖を保護するために禁漁期間が定められています。

水産動植物	禁止期間
さけ	周年
さくらます (海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る)	9月1日から2月末日まで
やまめ (ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう)	10月1日から翌年3月31日まで
いわな	
ひめます	
あゆ	11月1日から翌年6月30日まで
やつめうなぎ	5月10日から6月30日まで

※ 各漁協において別に遊漁期間を制限している場合がありますので、P34～35で確認してください。

・山形県漁業調整規則第38条

【罰則】6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

(3) 採捕する水産動植物の全長制限及び卵の採捕の制限

次に掲げる水産動植物は、資源保護のため、それぞれ一定の大きさ以下のものは採捕禁止となっています。捕まえた場合は、再放流しましょう。

また、さくらます・やまめ・いわな・にじます・さけ・かじかの産んだ卵を採捕してはいけません。

水産動物	採捕禁止となる全長
やまめ	15センチメートル以下
いわな	
にじます	
ひめます	
うなぎ	30センチメートル以下※
やつめうなぎ	

・山形県漁業調整規則第38条

【罰則】6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

※令和5年12月1日以降、特定水産動植物に指定されたうなぎ稚魚（13センチメートル以下）を採捕すると、罰則は最大で3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金となりました。

（4）採捕する漁具・漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具・漁法により水産動植物を採捕してはいけません。

■ 水産資源保護法によるもの

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 爆発物を使用する漁法
<input type="radio"/> 有毒物を使用する漁法 |
|--|

・水産資源保護法第5条及び第6条

【罰則】3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

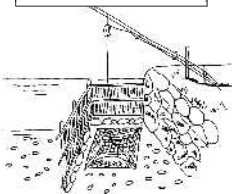
■ 山形県漁業調整規則によるもの

- 巻持網で土、木、石又は竹をもって寄手を建設して行う漁法
- うなわ（うなわ類似のもの又はゴロ押しを含む。）
- う飼
- 板押
- 刺網を移動させないよう敷設してさくらますをとる目的の漁法
- 水中に電流を通じてする漁法
- 瀬干及びすがぜめ
- 火光を利用する漁法
- 箱せん及びびんせん
- やすで、こい又はさくらますをとる漁法
- かき倉（たな倉、ため又はかまを含む。）
- 刺網を二枚以上重ねてする漁法

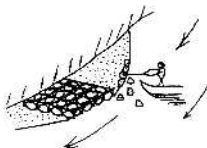
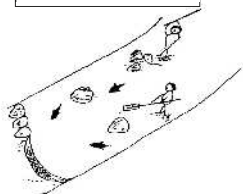
・ 山形県漁業調整規則第35条

【罰則】 6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

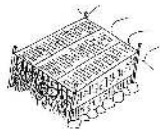
巻持網で土、木、石又は竹をもって
寄手を建設して行う漁法



板押：下流に柵を設置し、
上流から魚を威嚇し追い込む漁法



すがぜめ：冬季の結氷した河川で
砕氷し魚を追い詰める漁法



かき倉：冬期間、魚の休憩場を人工
的に作る漁法

(5) 水産動植物の採捕禁止区域

次に掲げる区域においては水産資源の保護培養を目的として採捕禁止期間が設定されています。

	区 域	期 間
月光川	全区域（支流、小支流及び小々支流を含む）	11月1日から翌年2月15日まで
日向川	河口から上流酒田市穂積地内日向橋上流端までの区域	10月1日から翌年2月15日まで
最上川	鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ800メートルまでの区域	10月1日から翌年1月31日まで
	最上郡舟形町堀内地内堀内橋上流端から下流600メートルの地点から下流1,400メートルまでの区域	
	北村山郡大石田町豊田地内亀井田橋上流端から下流1,200メートルまでの区域	
	乱川との合流点から上流200メートル、下流400メートルまでの区域	
	寒河江川との合流点から上流及び下流それぞれ600メートルまでの区域	
	上郷発電所ダム軸線から上流300メートル、下流190メートルの軸線との平行線までの区域（魚道を含む。）	周年
京田川	最上川との合流点の左右両岸に設置した標柱から上流500メートルまでの区域	10月1日から翌年1月31日まで

区 域		期 間
相沢川	最上川との合流点から上流酒田市石名坂地内大石橋上流に設置された落差溝上流端から上流100メートルまでの区域	10月1日から翌年1月31日まで
鮭川	最上川との合流点から上流最上郡戸沢村地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽西線鉄橋上流端までの区域	
最上小国川	最上川との合流点から上流1,000メートルまでの区域	
丹生川	最上川との合流点から上流600メートルまでの区域	
村山野川	最上川との合流点から上流荷口川との合流点までの区域	
小見川	荷口川との合流点から上流2,000メートルまでの区域	
乱川	最上川との合流点から上流押切川との合流点までの区域	
押切川	乱川との合流点から上流天童市今町地内今町橋上流端までの区域	
寒河江川	最上川との合流点から上流600メートルまでの区域	

・山形県漁業調整規則第37条

【罰則】6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科

(6) 外来魚の移植の禁止

外来生物法により、魚類についてはオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャンネルキャットフィッシュなどが「特定外来生物」に指定されており、移植等について禁止されています。

外来生物法は採捕（釣りなど）をすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。

- 採捕した魚は、その後は生きたまま保持することはできません。
- 採捕した魚を湖周道路など釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や河川の一定水域以外の湖沼・河川に運び移したりすることはできません。（※）

※なお、16ページ記載の外来魚等再放流禁止の委員会指示において、各漁協の漁業権漁場でのリリースを禁止しておりますので、ご注意ください。

・外来生物法第32条及び第33条

【罰則】・販売又は頒布をする目的で飼養したこと、放つことなど

3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又はこれを併科

・譲渡、譲受け、引渡し、引取りをすることなど

1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金、又はこれを併科

3 遊漁に関するマナー等

湖沼・河川での釣りは楽しいものですが、一部の心ない人達のマナー違反等により、漁業生産活動や地域の人々の生活に支障を与えているケースが少なくありません。みんなで楽しい遊漁の環境を維持していきましょう。

また、釣りは自然中で行うものなので、少なからず危険や注意すべきことがあります。楽しいはずの釣りが、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

(1) 釣りのマナー

- 釣りの仕掛けや空き缶などのゴミは、釣り場に捨てないで必ず持ち帰りましょう。



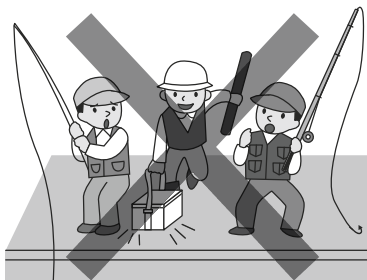
- 自動車は迷惑をかけないような場所に駐車し、私有地や田んぼなどには立入らないようにしましょう。



- 節度をわきまえ、釣った魚を必要以上に持ち帰ることは避けましょう。



- テントなどを張って場所取りをしたり、他の釣り人の邪魔になる割り込みはしないようにしましょう。



(2) 釣りのとき気をつけること

- 事前に釣り場に該当する山形県漁業調整規則や漁協の遊漁規則を確認しましょう。

・山形県漁業調整規則は山形県ホームページの「目的から探す」⇒「例規集・広報・計画」⇒「山形県例規集」から御覧頂けます。

HPアドレス <http://www.pref.yamagata.jp/>

・各漁協の遊漁規則はこの冊子で確認するほか、詳細は各漁協に照会してください。漁協の管轄マップやその他情報については『山形県内水面漁業協同組合連合会』のホームページからご覧いただけます。

HPアドレス <https://www.yamagata-naisuiren.com/>

- 漁業権漁場で釣りをする場合、必ず遊漁証を購入しましょう。

・河川と海面の境界は、一般的に「河口部の両岸を結ぶ線」とされておりますが、物標等で明確に区分されておらず、また、河口は大きく形状が変化することもあるため、河口付近での遊漁のトラブルが多く発生しています。

・基本的に河口を含む河川側は内水面の漁業権漁場となります。海で釣りをされる場合は誤解を招かない場所で釣りをお楽しみください。

・ブラックバスなど、漁業権魚種以外の魚を狙っている場合でも、漁業権魚種が釣れると常識的に考えられる釣り方であれば、遊漁証が必要です。

- 大雨で河川が増水する危険性がある場合は、釣りをやめましょう。

・過去に河川が増水による不幸な事故がおきています。釣り場で雨が降っていても、上流に降った雨が河川に集まって急激に増水することがあります。十分に注意しましょう！！

・山形県 河川・砂防情報の雨量・水位情報をご活用ください。

HPアドレス <http://www.kasen.pref.yamagata.jp/>

携帯電話用アドレス <http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mobile/>

- 雷や頭上の電線に注意して感電しないようにしましょう。

釣り糸が電線に掛かった場合はむやみに触れず、電力会社に連絡しましょう。

4 山形県内水面漁場管理委員会の指示

水産動植物の繁殖保護や漁場利用の紛争防止など、円滑な漁業調整を行う機関として、本県には山形県内水面漁場管理委員会が設置されています。

この委員会は、漁業権の免許や漁業調整規則、遊漁規則に関わる知事の諮問に対する答申や、地域的な漁業調整を図ることなど、広範囲の権限・機能を持っています。

また、同委員会は漁業調整上、必要あるときは関係者に対して必要な指示を出すことができます。これを「山形県内水面漁場管理委員会指示」といい、遊漁者の皆さんも守らなくてはならないものもあります。

■コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示について

1 指示の内容

(1) 持出し禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（1）（水面に設置した工作物等により、コイのそ上と考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示は県公報に登載されるほか、県のホームページ（内水面漁場管理委員会）でも確認できます。

(1) 知事が定めた水域

- ・天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流（水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川、矢沢川、それらの支流及び小支流と川西町小松地内の種田頭首工から上流の大川、その支流及び小支流を除く。）
- ・米沢市内の松が岬公園の堀
- ・鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- ・横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- ・東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光寺寺沼
- ・東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- ・最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- ・村山東根土地改良区第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- ・東根市長瀬地内の二の堀
- ・新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- ・鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

■ブラックバス等外来魚の再放流禁止の委員会指示について

外来生物法の特定期外來生物に指定されているオオクチバス、コクチバス及びブルーギル（以下「ブラックバス等」という）が、県内水面において生息域を拡大していることを踏まえ、以下のとおり、釣りによる個体数低減効果を図る目的で、ブラックバス等外来魚の再放流を禁止する委員会指示を出しました。

1 指示の内容

平成 29 年 6 月 1 日以降、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した河川又は湖沼に再び放してはならない（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 4 条の規定により禁止される行為に該当する場合を除く。）。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究のために当該行為を行う場合は、この限りでない。

2 指示の区域

県内の共同漁業権に係る漁場の区域（※）

※各漁協が漁場として管理している区域です。詳細は各漁協などにお問い合わせ願います。なお、漁協の管轄マップやその他情報については「山形県内水面漁業協同組合連合会」ホームページからご覧いただけます。

HPアドレス（山形県内水面漁業協同組合連合会）

<https://www.yamagata-naisuiren.com/>



■その他の委員会指示について

毎年、漁協が行う増殖行為についての指示が行われているほか、禁漁区域についての指示が出されていますので掲載します。

西村山郡大江町大字柳川地内赤湍堰堤から上流50メートル及び下流200メートルの地点までの区域の月布川における魚類の採捕は、周年禁止する。ただし、山形県内水面水産試験場*が試験研究のため行う採捕については、この限りでない。

平成6年7月12日 山形県内水面漁場管理委員会 会長 岸 陽一

西村山郡大江町大字柳川地内の月布川の向山堰堤の上流100メートルの地点から山せみ橋までの区域における魚類の採捕は、周年禁止する。ただし、山形県内水面水産試験場*が試験研究のため行う採捕については、この限りでない。

平成10年2月3日 山形県内水面漁場管理委員会 会長 尾崎 一彦

西村山郡大江町大字古寺地内の月布川の古寺堰堤から上流50メートル及び下流200メートルの地点までの区域における魚類の採捕は、周年禁止する。ただし、山形県内水面水産試験場*が試験研究のため行う採捕については、この限りでない。

平成11年3月16日 山形県内水面漁場管理委員会 会長 尾崎 一彦

・山形県内水面漁場管理委員会指示

【罰則】1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

(知事が委員会指示に従うべきことを命じた場合のみ適用する)

※ 現在は山形県内水面水産研究所

5 新しくなったルール等について

令和6年1月から漁業権が更新されたことに伴い、新たに変更されたルールがあります。主な変更点の一覧を県 HP に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

HPアドレス

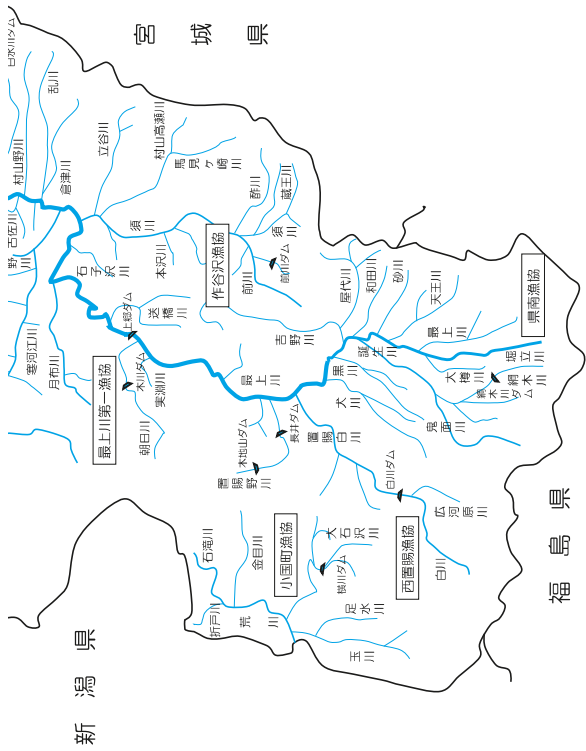
<https://www.pref.yamagata.jp/140033/turi030301.html>



《 資料編 》

6 各内水面漁業協同組合名簿（令和6年2月現在）

漁協名	所在地又は連絡先	電話番号
両羽漁業協同組合	酒田市新堀字法流田5-8	0234-93-2572
県南 //	米沢市舘山二丁目2番21号	0238-21-7884
西置賜 //	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1 （白鷹町産業センター内）	0238-85-0067
最上川第一 //	西村山郡朝日町大字宮宿1103番地1 （朝日町商工会館内）	0237-67-2207
最上川第二 //	西村山郡河北町谷地字山王23番地1	0237-72-2274
丹生川 //	尾花沢市北町一丁目10番5号	0237-22-0952
小国川 //	最上郡舟形町舟形4723	0233-32-2892
最北中部 //	新庄市大手町2番66号	0233-22-1176
最上 //	最上郡真室川町大字新町字天神460番地 （真室川防災センター内）	0233-62-2078
最上川第八 //	東田川郡庄内町肝煎字蟹沢49番地4	0234-57-2480
赤川 //	鶴岡市本町三丁目3番20号	0235-22-2077
月光川麓 //	飽海郡遊佐町野沢字下ク子添113番地	0234-72-5433
日向荒瀬 //	酒田市麓字緑沢29番地8 （鳥海やわた観光(株)内）	0234-61-1235
山戸 //	鶴岡市山五十川甲406番地	0235-45-2606
温海町内水面 //	鶴岡市小名部字千田98番地の1	0235-44-3236
小国町 //	西置賜郡小国町大字岩井沢836番地	0238-87-1944
作谷沢 //	東村山郡山辺町大字畑谷1992番地の3	023-666-2663
山形県内水面漁業協同組合連合会	山形市松波二丁目8番1号	023-641-2407



宮 城 県

福 島 県

新 潟 県

8 漁業権免許一覧表

漁協名	免許番号	漁業の名称	漁場の位置
両 羽	内共1号	うぐい(はや) 漁業 こ い 漁業 やつめうなぎ 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) もくすがに 漁業	酒田市地内
泉 南	内共2号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや) 漁業 こ い 漁業 ふ な 漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 に じ ま す 漁業 わ か さ ぎ 漁業	米沢市、南陽市並びに 東置賜郡川西町及び高 皇町地内
西 置 賜	内共3号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや) 漁業 こ い 漁業 ふ な 漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 に じ ま す 漁業 わ か さ ぎ 漁業	長井市並びに西置賜郡 白鷹町及び飯豊町地内
最上川第一	内共4号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや) 漁業 こ い 漁業 ふ な 漁業 う な ぎ 漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 に じ ま す 漁業	西村山郡朝日町及び大 江町並びに寒河江市地 内

漁 場 の 区 域

東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸 330 メートル、右岸 670 メートルの両点を結ぶ線から下流河口（左岸北緯 38 度 55 分 18.6 秒東経 139 度 48 分 27.2 秒の点と右岸北緯 38 度 55 分 30.2 秒東経 139 度 48 分 33.6 秒の点を結んだ線分）までの最上川及び同町西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から下流最上川との合流点までの京田川

- 1 米沢市地内万里橋から下流東置賜郡川西町地内松川橋までの最上川、その支流（和田川においては東置賜郡高島町地内おつかな橋までとする。）及び小支流
- 2 栗子川、矢沢川、元小屋川、滝沢、大白布沢、綱木川、烏川、太田川、大鎌沢、大猿倉沢、小猿倉沢、座沢、渋川及び逆沢川
- 3 東置賜郡川西町大字州島地内旧最上川（本郷古川）、同町大字高山地内旧最上川（角の目古川）、同町大字吉島地内旧最上川（北郷古川）及び南陽市大字梨郷地内旧最上川（梨郷古川）

- 1 東置賜郡川西町地内松川橋から下流西置賜郡と西村山郡との境界までの最上川、その支流及び小支流
- 2 小屋川

- 1 西置賜郡と西村山郡との境界から下流寒河江市地内平塩橋から下流 500 メートルの地点までの最上川、その支流及び小支流
- 2 大溜沢及び空沢

漁協名	免許番号	漁業の名称	漁場の位置
最上川第一	内共5号	こ い 漁業 ふ な 漁業	西村山郡朝日町大字大谷地内
最上川第二	内共6号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや) 漁業 こ い 漁業 ふ な 漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 に じ ま す 漁業 もくすかに 漁業	寒河江市、天童市、東根市、村山市、西村山郡河北町及び西川町並びに東村山郡中山町地内
	内共7号	こ い 漁業 ふ な 漁業	西村山郡西川町大字沼山地内
	内共8号	こ い 漁業 ふ な 漁業	天童市大字寺津地内
	内共9号	に じ ま す 漁業	西村山郡西川町大字沼山地内
丹 生 川	内共10号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや) 漁業 こ い 漁業 ふ な 漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 に じ ま す 漁業 もくすかに 漁業	尾花沢市及び北村山郡大石田町地内

漁 場 の 区 域

馬神沼

- 1 寒河江市地内平塩橋から下流 500 メートルの地点から下流村山市と北村山郡との境界までの最上川、その支流（須川においては天童市地内中野目橋までとする。）及び小支流
- 2 小見川（水源地及びその下流 205 メートルの地点までの区域を除く。）、赤沢川、小湍川、東又沢、西又沢、澄又沢、濁又沢、榎山沢及び石跳川

長沼

寺津沼

大沼

- 1 村山市と北村山郡との境界から下流尾花沢市と最上郡の境界までの最上川、その支流及び小支流
- 2 岩行沢川、高倉沢川、薬師沢川、中沢川、刈安川、岩谷沢川及び北沢川

漁協名	免許番号	漁業の名称	漁場の位置
小国川	内共11号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 さくらます漁業 (やまめ) いわな漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	最上郡舟形町及び最上町地内
最北中部	内共12号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます漁業 (やまめ) いわな漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村地内
最上	内共13号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 かじか漁業 さくらます漁業 (やまめ) いわな漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村地内
最上川第八	内共14号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます漁業 (やまめ) いわな漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	酒田市及び東田川郡庄内町地内

漁 場 の 区 域

- 1 尾花沢市と最上郡との境界から最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界までの最上川、その支流及び小支流
- 2 刀場沢、小荒沢、東又沢、西又沢、黒沢川、火ノ沢川、水無沢川、末沢川、仏沢川及び鍋倉沢

- 1 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界から下流鮭川との合流点から下流 800 メートルの地点を基点として上流 1,600 メートルの地点まで、鮭川との合流点から下流 800 メートルの地点から下流最上郡と東田川郡及び酒田市との境界までの最上川、その支流及び小支流
- 2 鮭川との合流点から上流の升形川及びその支流
- 3 新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉田川
- 4 上野川及び朴沢川

- 1 鮭川との合流点から下流 800 メートルの地点から上流 1,600 メートルの地点までの最上川、最上川との合流点から上流の鮭川、それらの支流（新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉田川を除く。）及び小支流
- 2 滝野川、後川、外沢川、主寝坂沢川、猪の沢川、鍋倉川及び上台川

- 1 最上郡と東田川郡及び酒田市との境界から下流東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸 330 メートル、右岸 670 メートルの両点を結ぶ線までの最上川、その支流及び小支流
- 2 小林川、楯山川及び相掛沢川

漁協名	免許番号	漁業の名称	漁場の位置
赤川	内共15号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます漁業 (やまめ) いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	鶴岡市、酒田市並びに 東田川郡三川町及び庄 内町地内
	内共16号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます漁業 (やまめ) いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	鶴岡市、酒田市及び東 田川郡三川町地内
	内共17号	いwana漁業 ひめます漁業	鶴岡市地内
月光川養	内共18号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 かじか漁業 さくらます漁業 (やまめ) いwana漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	鮎海郡遊佐町地内

漁 場 の 区 域

東田川郡庄内町西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から上流の京田川、京田川との合流点から上流の藤島川及びそれらの支流

河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の赤川、その支流及び小支流

- 1 大鳥池
- 2 東沢、中沢、西沢及び三角沢

- 1 河口（左岸北緯 39 度 04 分 14.2 秒東経 139 度 52 分 12.2 秒の点と右岸北緯 39 度 04 分 17.1 秒東経 139 度 52 分 12.4 秒の点を結んだ線分）から上流の月光川
- 2 月光川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内出戸橋までの西通川
- 3 月光川との合流点から上流国有林界に設置した漁業用標柱までの庄内高瀬川、中折川、南折川、庄内熊野川及び洗沢川
- 4 庄内高瀬川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内百々沢川との合流点までの野沢川、野沢川との合流点から百々沢橋までの百々沢川
- 5 山田川、南河前沢及び西河前沢

漁協名	免許番号	漁業の名称	漁場の位置
日向荒瀬	内共19号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや)漁業 こ い 漁業 ふ な 漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに 漁業	酒田市及び飽海郡遊佐町地内
山 戸	内共20号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや)漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 もくすかに 漁業	鶴岡市地内
温 海 町 内 水 面	内共21号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや)漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに 漁業	鶴岡市地内
	内共22号	あ ゆ 漁業 うぐい(はや)漁業 か じ か 漁業 さくらます 漁業 (やまめ) い わ な 漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに 漁業	鶴岡市地内

漁 場 の 区 域

- 1 河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の日向川、その支流及び小支流
- 2 大禿沢、カメクラ沢及び小松ソウ沢

河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の五十川及びその支流

河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の温海川及びその支流

河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の庄内小国川及びその支流

漁協名	免許番号	漁業の名称	漁場の位置
温海町 内水面	内共23号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 かじか漁業 さくらます (やまめ) いわな漁業 やつめうなぎ漁業 もくすかに漁業	鶴岡市地内
小国町	内共24号	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 かじか漁業 やまめ漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業	西置賜郡小国町地内
作谷沢	内共25号	こい漁業 いwana漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業	東村山郡山辺町大字畑 谷地内
	内共26号	こい漁業 いwana漁業	東村山郡山辺町大字畑 谷地内

漁 場 の 区 域
河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の鼠ヶ関川及びその支流
1 山形県と新潟県の県境から上流の荒川、荒川との合流点から上流の玉川、荒川との合流点から上流の横川及びそれらの支流 2 桜川、間瀬川、森残川及び樺沢川
大沼
荒沼

9 主な遊漁の期間

魚種名 漁協名	あゆ	うぐい(はや)	こい、ひな	やつめうなぎ、 うなぎ	さくらます
南 羽		2月1日から3月31日及び6月1日から9月30日まで	2月1日から3月31日及び6月1日から9月30日まで	9月15日から翌年の5月9日まで	3月1日から8月31日まで
泉 南	組合が定めて公示する日から10月31日まで	周年	周年		4月1日から8月31日まで
西 置 鷗	通常期 組合が定めて公示する日から5月10月31日まで 特別期 8月25日から10月31日まで 帆立 8月20日から10月31日まで	周年	周年		4月1日から8月31日まで
最上川第一	組合が定めて公示する日から10月31日まで	周年	周年	周年	3月1日から8月31日まで
最上川第二	組合が定めて公示する日から10月31日まで	周年	周年		4月1日から8月31日まで
丹 生 川	7月1日から10月31日まで	周年	周年		3月1日から8月31日まで
小 国 川	通常期 通常期 7月1日から10月31日まで	周年	7月1日から翌年の5月9日まで	周年	3月1日から8月31日まで
最北中部	組合が定めて公示する日から10月31日まで	周年	周年	7月1日から翌年の5月9日まで	3月1日から8月31日まで
最 上	組合が定めて公示する日から10月31日まで	周年	周年	7月1日から翌年の5月9日まで	3月1日から8月31日まで
最上川第八	組合が定めて公示する日から10月31日まで	3月1日から9月30日まで	3月1日から9月30日まで	7月1日から翌年の5月9日まで	3月1日から8月31日まで
赤 川	通常期 組合が定めて公示する日から10月31日まで 特別期 9月1日から10月31日まで	4月1日から9月30日まで	4月1日から9月30日まで	4月1日から5月9日まで及び7月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
月光川養	7月1日から10月31日まで	2月16日から10月31日まで		2月16日から5月9日まで及び7月1日から10月31日まで	4月1日から8月31日まで
日向荒瀬	通常期 通常期 7月1日から10月31日まで 特別期 9月1日から10月31日まで	4月1日から5月9日まで及び5月20日から12月31日まで	4月1日から10月31日まで	7月1日から翌年の5月9日まで	4月1日から8月31日まで
山 戸	組合が定めて公示する日から10月31日まで	6月1日から12月31日まで			4月1日から8月31日まで
温 海 町 内 水 面	通常期 通常期 7月1日から10月31日まで	4月1日から9月30日まで		8月1日から翌年の4月30日まで	4月1日から8月31日まで
小 国 町	組合が定めて公示する日から10月31日まで	周年	周年		
作 谷 沢			4月1日から12月15日まで	4月1日から12月15日まで	

注 各漁業協同組合では、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため期間や禁止区域などの制限を定めてある場合があります。また、一部ルールは令和6年4月1日以降の適用となる場合がありますので詳細につきましては、該当漁協に問い合わせ願います。

にじます	かしか	いわな・やまめ	ひめます	わかさぎ	もくすがに
		4月1日から 9月30日まで			9月15日から翌年 の5月9日まで
4月1日から 10月31日まで	周年	4月1日から 9月30日まで		周年	
4月1日から 9月30日まで	周年	4月1日から 9月30日まで		4月1日から 11月30日まで	
4月1日から 9月30日まで	周年	4月1日から 9月30日まで			
4月1日から 9月30日まで	6月1日から翌年の 3月31日まで	4月1日から 9月30日まで			9月1日から 12月31日まで
4月1日から 9月30日まで	周年	4月1日から 9月30日まで			9月1日から 12月31日まで
	周年	4月1日から 9月30日まで			9月1日から 12月31日まで
4月1日から 9月30日まで	周年	4月1日から 9月30日まで			9月1日から 12月31日まで
	5月11日から翌年の 1月31日まで	4月1日から 9月30日まで			
	6月1日から翌年の3 月31日まで	4月1日から 9月30日まで			9月1日から翌年の 4月30日まで
4月1日から 9月30日まで	4月1日から 9月30日まで	4月1日から 9月30日まで	4月1日から 9月30日まで※		9月1日から 12月31日まで
	4月1日から10月31 日まで	4月1日から 9月30日まで			2月16日から 10月31日まで
	5月15日から翌年の 4月13日まで	4月1日から 9月30日まで			9月1日から 11月30日まで
	4月1日から12月31 日まで	4月1日から 9月30日まで			9月1日から 12月31日まで
	4月1日から 9月30日まで	4月1日から 9月30日まで			8月1日から 12月31日まで
	周年	4月1日から 9月30日まで		周年	
				6月1日から翌年 の3月31日まで	

※大島池におけるひめます釣りについては、6月1日から9月30日までとなります。

10 全長制限

次の表に掲げる全長（もくすがには甲幅）以下のものは採捕してはならない。

（単位：cm）

魚種名 漁協名	うぐい （はや）	こい	ふな	もくすがに	その他の魚種
両 羽	5	15		5	
県 南	5	10	5		さくらます、にじます 15
西 置 賜	5	10	5		にじます 15
最上川第一	5	10	5		
最上川第二	5	20	5	5	
丹 生 川	5	10	5	5	
小 国 川	5	10		5	
最 北 中 部	5	10	5	5	
最 上	5	10			
最上川第八	5	10	5	5	
赤 川	5	10	5	5	
月光川養	5			5	
日向荒瀬	5	20	5	5	やつめうなぎ30 やまめ、いわな 15
山 戸	10			5	
温海町内水面	10			6	
小 国 町	5				かじか5 やまめ、いわな 15
作 谷 沢		20	10		わかさぎ 10

注 一部ルールは令和6年4月1日以降の適用となる場合がありますので詳細につきましては、該当漁協にお問い合わせ願います。

11 禁止区域等

漁協名	魚種	区 域	期 間	
兩 羽	うぐい (はや)	酒田市落野目地内落野目揚水場から下流 750 メートルの地点までの最上川	4月20日から 5月10日まで	
	さくらます	河口から上流500メートルの地点までの最上川	3月1日から 8月31日まで	
	全魚種	(公示) 東田川郡住内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸 330 メートル(CSNo.99)、右岸(CSNo.97)の両点を結ぶ線から下流河口までの最上川及び同町大字西野地内西野排水路吐口下流側削壁の延長線から下流最上川との合流点までの京田川 ※空釣りの禁止	周 年	
泉 南	うぐい (はや)	大樽川 米沢市小野川町地内塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防堰堤まで	4月20日から 6月15日まで	
	かじか	大樽川 米沢市小野川町地内塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防堰堤まで	周 年	
	いわな	大荒沢 全 域		
	全魚種 (うぐい・ はや除く)	羽黒川 米沢市大字大沢地内長根沢との合流点の上流 750 メートルの地点を基点としてその上流の長根沢全域		
	全魚種	大樽川		米沢市大字関地内西吾妻スカイバレー櫛峰橋から上流全域
		矢沢川		米沢市大字三沢地内水窪ダム上流矢沢川橋から下流 100 メートルの地点まで及び同橋から上流全域
		刈安川		米沢市万世町地内第一刈安橋から上流砂防堰堤まで
綱木川		綱木川ダムから上流綱木川第一堰堤まで及び綱木川ダムから上流烏川第一堰堤まで		
西 置 賜	うぐい (はや)	最上川	西置賜郡白鷹町大字佐野原地内柳島から上流及び下流それぞれ 200 メートルの地点まで	4月20日から 6月10日まで
			西置賜郡白鷹町大字広野地内睦橋から上流白鷹土地改良区揚水機場の地点まで	
		置賜白川	長井市小出地内諏訪堰水門から下流 500 メートルの地点まで	
			長井市時庭地内白川橋から下流最上川との合流点まで	
西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流 500 メートルの地点まで				
西置賜郡飯豊町大字須郷地内須郷橋から上流 300 メートル及び下流 200 メートルの地点まで				

漁協名	魚種	区 域		期 間
西 置 賜	かじか	置賜野川	長井市平山地区松田橋から上流及び下流それぞれ200メートルの地点まで	4月1日から 5月10日まで
			長井市寺泉地区谷地橋から下流フラワー長井線鉄橋まで	
		実淵川	西置賜郡白鷹町大字高岡地内高岡橋から下流300メートルの地点まで	
		荒砥川	西置賜郡白鷹町大字十王地内称名寺橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	
		置賜白川	西置賜郡飯豊町大字楮地内長瀬橋から下流 400メートルの地点まで	
			西置賜郡飯豊町大字川内戸地内烏井原から上流200メートルの地点まで	
			西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から下流500メートルの地点まで	
	全 魚 種	置賜白川	西置賜郡飯豊町大字添川地内飯豊橋から上流 120メートル及び下流 230メートルの地点まで	周 年
		大実淵川	西置賜郡白鷹町大字黒輪地内実淵川上流小実淵川との合流点から上流端まで	
		五貴沢川	長井市平野地区内切立沢との合流点から上流全域（国有林で森林生態系保護地域保存地区に属する区域）	
最上川第一	全 魚 種	最上川	西村山郡大江町大字三郷地区最上堰堤から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	周 年
			西村山郡朝日町大字四ノ沢地区最上川中流農業水利事業最上川頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	
	かじか	月布川	西村山郡大江町大字月布地区内北堰頭首工堰堤から下流 500メートルの地点まで	5月1日から 5月31日まで
	うぐい (はや) さくらます (やまめ)	月布川	西村山郡大江町大字左沢地区最上川の合流点から上流 50メートルの地点まで	5月1日から 6月10日まで
		最上川	西村山郡大江町大字左沢地区内月布川との合流点から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
全 魚 種	月布川	西村山郡大江町大字小見地区内小見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	周 年	

漁協名	魚種	区 域		期 間
最上川第一	全魚種	月布川	西村山郡大江町大字塩ノ平地内塩ノ平堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	周 年
			西村山郡大江町大字月布地内北堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
			西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から下流5メートルの地点まで	
			西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から下流5メートルの地点まで	
			西村山郡大江町大字沢口地内巻測床止工から下流5メートルの地点まで	
		朝日俣沢	西村山郡朝日町大字立木地内朝日川との合流点から上流全域	
最上川第二	全魚種	最上川	東村山郡中山町大字長崎地内三郷堰頭首工から下流50メートルの地点まで	周 年
			西村山郡河北町谷地地内谷地橋の上流端から上流500メートル及び下流200メートルの地点まで	
		寒河江川	西村山郡西川町大字沼山地内村山広域水道取水堰堤から下流100メートルの地点まで	
			西村山郡西川町大字太郎地内東北電力原取水堰堤から下流50メートルの地点まで	
			西村山郡西川町大字吉川地内東北電力石田取水堰堤から下流50メートルの地点まで	
			西村山郡西川町大字吉川地内高松堰頭首工中心から上流100メートルまで及び下流上野大橋上流端まで	
			寒河江市大字慈恩寺地内昭和堰頭首工中心から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	
		留山川	押切川との合流点の上流500メートルの地点を基点としてその上流150メートルまで	
		西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋から上流見附堰堤までの寒河江川の支流（滝淵沢、大沢、二カワ沢、ハタノ沢、蛇バミ沢、ヤナバ沢、ワサビ沢、アミサス沢、姥沢、上ノ沢、行沢、佐渡ノ沢及び口黒沢）		
		西村山郡西川町大字志津地内の大越川支流石鏡川		
丹生川	うぐい(はや)かじか	北村山郡大石町地内岩袋橋並びに尾花沢市内丹生川橋、西正巖橋、行沢橋、母袋橋及び下柳渡戸橋の各橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの丹生川	3月20日から5月31日まで	

漁協名	魚種	区 域		期 間
丹生川	いwana さくらます (やまめ)	尾花沢市高橋地内翁橋から上流の中沢川		周 年
	全魚種	尾花沢市大字銀山新畑地内銀山川白銀の滝から下流白銀橋上流の堰堤までの銀山川		
小国川	かじか やつめうなぎ	最上 小国川	最上郡舟形町長者原地内富長橋上流端から下流100メートルの地点まで	周 年
			最上郡舟形町舟形地内東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線鉄橋上流端から下流 100メートルの地点まで	
			最上郡舟形町長沢地内大堰土地改良区取水頭首工下流端から下流 100メートルの地点まで	
			最上郡舟形町長沢地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽東線鉄橋上流端から下流 100メートルの地点まで	
			最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋上流端から下流100メートルの地点まで	
			最上郡最上町大字大堀地内大横川との合流点から上流 100メートルの地点まで	
			最上郡最上町大字向町地内満沢橋上流端から下流100メートルの地点まで	
	さくらます (やまめ) いwana	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川水系東ノ又沢	周 年
		最上小国川	最上郡最上町大字赤倉地内小国川水系中ノ又沢	
		最上小国川	最上郡最上町大字赤倉地内矢粕沢支流下ナカツカ沢合流点から上流全域	
全魚種	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤の魚道	周 年	
	最上小国川	最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200メートルの地点まで		
最北中部	うぐい (はや)	最上川	最上郡大蔵村大字清水地内大蔵橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	4月20日から 5月21日まで
		升形川	新庄市大字飛田地内差首野川との合流点から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
		角川	最上郡戸沢村大字角川地内中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ400メートルの地点まで	
		差首野川	新庄市大字飛田地内升形川との合流点から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	
		新田川	新庄市大字角沢地内角沢橋から上流及び下流それぞれ300メートルの地点まで	
	かじか	最上川	最上郡大蔵村大字清水地内大蔵橋から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	4月1日から 5月31日まで

漁協名	魚種	区 域		期 間
最北中部	かじか	新田川	全域	4月1日から 5月31日まで
		升形川	新庄市大字升形地内升形橋から上流 400 メートルの地点まで	
		角川	最上郡戸沢村大字角川地内中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	
	こい ひな	最上川	新庄市大字本合海地内本合海橋から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	5月10日から 6月10日まで
		升形川	新庄市大字升形地内升形橋から下流 400 メートルの地点まで	
		角川	最上郡戸沢村大字角川地内中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ400メートルの地点まで	
最上	うぐい (はや)	次の区域において組合が設置する標柱間の区域 1 最上郡金山町大字山崎地内上台川と金山川との合流点から下流 100 メートルの地点までの金山川 2 最上郡真室川町大字平岡地内平岡堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの金山川 3 最上郡真室川町大字釜淵地内釜淵橋から下流 100 メートルの地点までの真室川 4 最上郡真室川町大字栗谷沢地内栗谷沢橋から下流 200 メートルの堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの真室川 5 最上郡真室川町大字木ノ下地内片淵地先揚水場から下流 200 メートルの地点までの真室川 6 最上郡真室川町大字川ノ内地内高沢沼田地先右岸泉河川標柱から上流 200 メートルの地点までの真室川 7 最上郡真室川町大字大沢地内八千代橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの鮭川 8 最上郡真室川町大字差首鍋地内中村橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの鮭川 9 最上郡鮭川村大字庭月地内真室川と鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川 10 最上郡鮭川村大字庭月地内庭月観音寺橋から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川 11 最上郡鮭川村大字庭月地内豊田橋から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川 12 最上郡鮭川村大字川口地内泉田川と鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川 13 最上郡鮭川村大字川口地内米坂橋から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの鮭川 14 最上郡戸沢村大字名高地内戸沢橋から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの鮭川		4月1日から 5月10日まで

漁協名	魚種	区 域	期 間	
最上川第八	全魚種	酒田市石名坂地内大石橋の上流 150メートルに設置された落差溝から上流及び下流それぞれ 100メートルの地点までの相沢川	周年	
		酒田市山元地内梁境橋から上流田沢川ダムまでの田沢川		
		酒田市北俣地内十二滝の滝つぼから下流 400メートルの堰堤までの相沢川		
		酒田市山元地内田沢川ダム湖		
		東田川郡庄内町清川河川公園内に設置された魚道から上流及び下流それぞれ 50メートルの地点までの立谷沢川		
赤川	全魚種	大鳥池西沢	周年	
		大鳥池落口から上流 1.5 キロメートルの地点から上流の東沢		
		大鳥池落口から上流 1 キロメートルの地点から上流の中ノ沢		
		大鳥池落口から上流 850メートルの地点から上流の西ノ沢		
		八久和川との合流点から上流アオ倉沢分岐点までの小国沢		
		八久和川との合流点から上流 2.5 キロメートル地点までの戸立沢		
		戸立沢との合流点から上流 1 キロメートル地点までの茶畑沢		
		八久和川との合流点から上流 1 キロメートル地点までの平七沢		
		八久和川（出合川）との合流点から上流 800メートルの地点までのオツボ沢		
	月山ダム上流左岸 1号標柱（鶴岡市上名川東山地内）から右岸 2号標柱（鶴岡市大網地内）を結ぶ線から下流苺字川ダムまでの苺字川	10月1日から翌年の5月31日まで		
かじか	大鳥池			
月光川養	全魚種	鶴岡市内羽黒橋から上流馬渡床止工までの赤川	5月1日から5月31日まで	
		東田川郡庄内町添津地内前野橋から上流添川橋までの京田川		
		鶴岡市水沢地内津利橋から上流石山橋までの大山川（八沢川）		
日向荒瀬	全魚種	館海郡遊佐町野沢地内上小台堰から下流下小台橋までの庄内高瀬川	4月1日から9月30日まで	
		日向川支流滝ノ沢は前ノ川との合流点より上流滝ノ沢の玉簾の滝までの区域		周年
		日向川と荒瀬川の合流点から下流の日向橋（六ツ新田）までの区域		
河口から上流酒田市穂積地内日向橋上流端までの区域	10月1日から翌年2月15日まで			

漁協名	魚種	区 域	期 間
山 戸	あゆ	鶴岡市五十川地内東日本旅客鉄道羽越本線鉄橋から下流河口までの五十川	10月1日から 10月31日まで
	さくらます (やまめ)	鶴岡市戸沢地内戸沢口橋から上流の五十川	周 年
温 海 町 内 水 面	全魚種	鶴岡市温海地内温海川橋から河口までの温海川	周 年
		鶴岡市大岩川地内大岩川橋から河口までの庄内小国川	
		鶴岡市鼠ヶ関地内蓬来橋から河口までの鼠ヶ関川	
	さくらます (やまめ) いけな	鶴岡市小国地内庄内小国川との合流点から上流の広谷川	
		鶴岡市横代地内庄内小国川との合流点から上流の長沢川	
鶴岡市平沢地内鼠ヶ関川との合流点から上流の幾重谷川			
小 国 町	かじか うぐい (はや)	西置賜郡小国町大字小渡地内小渡橋から下流 100 メートルの地点までの荒川	3月1日から 6月30日まで
		西置賜郡小国町大字舟渡地内沖庭橋から上流 100 メートルの地点までの荒川	
		西置賜郡小国町大字町原地内平和橋から上流 100 メートルの地点までの横川	
	わかさぎ	横川ダム湖から上流の横川及びその支流	4月1日から 6月30日まで
	全 魚 種	西置賜郡小国町大字小坂地内赤坂橋から下流重化学工業用水堰堤までの横川	周 年
		西置賜郡小国町大字朝篠地内朝篠堰堤から下流 300 メートルの地点までの横川	
		西置賜郡小国町大字伊佐領地内大石頭首工から下流 200 メートルの地点までの横川	
		西置賜郡小国町大字小玉川地内西の俣沢と玉川との合流点から上流の西の俣沢	
		西置賜郡小国町大字小玉川地内玉川発電所堰堤から上流 100 メートル及び下流 200 メートルの地点までの内川および玉川	
		西置賜郡小国町大字中田山崎地内玉川第二発電所堰堤から上流 100 メートル及び下流 200 メートルの地点までの玉川	
		西置賜郡小国町大字樋の沢地内樋の沢と荒川との合流点から上流及び下流それぞれ 300 メートルの地点までの荒川	
		西置賜郡小国町大字片貝地内片貝沢と玉川との合流点から上流の片貝沢	

漁協名	魚種	区 域	期 間
小国町	全魚種	西置賜郡小国町大字網木箱口地内横川ダムのダムサイトから上流 250メートル及び下流 100メートルの地点までの横川	周年
作谷沢	いな	東村山郡山辺町大字畑谷地内大沼のうち、大沼神社以東で組合が設置する2本の標柱を結ぶ線から東方の区域	4月1日から 5月20日まで
		東村山郡山辺町大字畑谷地内荒沼のうち、組合が設置する2本の標柱を結ぶ線から西方の区域	
	わかさぎ	東村山郡山辺町大字畑谷地内大沼のうち、大沼神社以東で組合が設置する2本の標柱を結ぶ線から東方の区域	4月1日から 5月31日まで

〔注意〕 期間や禁止区域等においては、各漁業協同組合が水産動植物の繁殖保護上又は、漁業調整上必要と認めて公示した制限事項（漁具・漁法など）がある場合がありますので注意が必要です。

※なお、詳細につきましては該当漁協にお問い合わせ願います。

12 遊漁料金一覧表（令和6年4月現在）

（単位：円）

漁協名	あゆ		雑魚		現場 加算額	遊漁料無料	遊漁料 1/2
	1日券	1年券	1日券	1年券			
竜羽	-	-	1,000 さ 3,000	3,000 さ 10,000	1,000	小学生 70歳以上の者	中学生 肢体不自由者
県南	1,800	8,600	1,000 わ 1,200	5,000	500 わ 無し	幼児、小学生及び 中学生	高校生 肢体不自由者
西園鏡	1,500	7,500	1,000	5,500	1,000	小学生	中学生 女性(小中学生除く)
最上川 第一	1,500	7,000	1,000	7,000	500	小学生 中学生	
最上川 第二	2,000	8,000	1,500	8,000	1,000	小学生 中学生	
丹生川	2,000	9,000	1,500	6,000	1,000	小学生 中学生	
小国川	1,800	9,000	1,200	6,000	1,000	中学生以下	身体障害者 (1～3級)
最北 中部	1,800	8,300	1,500	7,200	1,000	小学生 中学生 肢体不自由者(組合 が特に協めた者)	
最上	2,000	9,000	1,500	8,000	1,000	小学生 中学生 肢体不自由者	
最上川 第八	反 5,000 ガ 5,000	反 15,000 ガ 15,000	3,000 さ 5,000	7,000 さ 15,000	1,000	小学生 中学生	※雑魚釣に限る 高校生 70歳以上の者 肢体不自由者
赤川	反 2,100 ガ 2,600 3日反 4,200	反 8,250 ガ 8,800	1,050 さ 3,100 3日雑 2,100	4,150 さ 10,300	1,000	小学生 中学生	※雑魚に限る 高校生 肢体不自由者 70歳以上の者
月光 川養	2,000	7,500	1,000	4,000	1,000	小学生 中学生	高校生 肢体不自由者
日向 荒瀬	反 2,300 ト 1,500 掛 2,000	反 10,000 ト 7,000 掛 7,000	1,000	3,000	1,000	小学生 中学生	高校生 肢体不自由者
山戸	1,500	6,000	1,000 さ 3,000	2,400 さ 8,000	1,000	小学生以下	中学生 肢体不自由者 80歳以上の者
温海町 内水面	ト 2,000 反 2,400 半日ト 1,000	ト 7,000 反 10,000	1,500 半日 750	6,000	1,000	小学生 中学生	高校生 肢体不自由者
小国町	2,000	9,000	1,000	4,500	500	中学生以下 肢体不自由者	
作谷沢	-	-	-	-	-		

注 1 反…反釣り ド…どぶ釣り カ…から掛け 掛…掛け釣り き…さくらます
わ…わかさぎ 半日…半日券(午後のみ) 3日…3日券 雑…さくらますを除く
雑魚

- 2 「肢体不自由者等」の無料券の発行につきましては、各漁協に相談してください。
- 3 網漁具等の特別遊漁料につきましては、各漁協に問合せ願います。
- 4 漁具・漁法により記載された料金と異なる場合がありますので各漁協に確認してください。

溪流釣りの事故防止について

春の溪流は特に気象の変化が大きく、雪崩や突然の増水などの危険があります。また、溪流域は事故に遭っても直ぐに救助を受けられる状況にない場合が多いため、以下の点に十分注意して安全に釣りを楽しみましょう。

○釣り場の積雪や水量の状況等を事前に確認してください

漁協や釣具店、インターネットなどから事前に現地の積雪や水量、天候に関する情報などを収集し、無理な釣行はしないよう心掛けてください。

○雪崩や河川の増水に注意してください

シーズン初期は急激に気温が上昇することもあり、融雪による河川の急な増水が起きやすくなります。


ウェダー（胴長）に水が入ってしまうと身動きが取れなくなり大変危険です。無理な遡行や立ち込みは避けましょう。

○ダムでの事前放流に注意してください。

大雨が予想される時、ダムから事前放流が行われます。雨が降っていないくても、放流によって増水するため、事前放流が行われている時は川から離れ、川に近づかないようにしましょう。

釣行時における新型コロナ対応について

釣りに関しても遊漁券の購入や釣り人同士の情報交換など、人と接触する機会はゼロではありません。マスクの着用や人との距離を十分に取るなど基本的な感染予防対策を徹底しましょう。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。